○国土交通省令第四十九号

正 施 す 行 都 る に 市 伴 法 緑 律 地 11 \mathcal{O} 法 等 施 並 行 び \mathcal{O} に 12 関 伴 部 う 係 を 関 法 改 令 係 正 \mathcal{O} 政 す 規 令 る 定 法 \mathcal{O} に 整 律 基づ 備 亚 等 き、 成 に 関 都 + す る 市 九 年 緑 政 令 法 地 法 律 平 施 第 <u>二</u> 十 成二 行 規 六 則 + 号) 等 九 年 \mathcal{O} 政 及 令 部 U を 第 都 改 百 市 正 五. 緑 す + 地 る 六 法 省 号) 等 令 \mathcal{O} を \mathcal{O} 次 部 0 部 を ょ 改 \mathcal{O}

平成二十九年八月二日

う

に

定

8

る。

国土交通大臣 石井 啓

都 市 緑 地 法 施 行 規 則 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令

都市緑地法施行規則の一部改正)

第 る で 規 改 条 次 正 定 \mathcal{O} 後 表 \mathcal{O} 都 欄 傍 に 市 線 ょ に 緑 ک を ŋ 地 付 れ 法 に 改 施 L た 対 正 行 応 部 前 規 す 欄 則 分 る \mathcal{O} に ょ 昭 ŧ 掲 う げ \mathcal{O} 和 を に る 兀 撂 改 規 + げ め、 定 九 7 年 \mathcal{O} 改 傍 1 建 な 正 線 設 省 1 前 を 令 Ł 欄 付 第 \mathcal{O} に L 掲 た は 号) げ 部 分をこ る れ そ \mathcal{O} を \mathcal{O} 削 標 部 れ る。 に を 記 部 順 次 分 次 \mathcal{O} に二 対 ょ う 応 す に 重 る 傍 改 線 改 正 を す 正 付 る 後 欄 L た に 規 掲 定 げ

(都市公園法施行規則の一部改正)

次

 \mathcal{O}

表

12

ょ

り、

改

正

前

欄

及

 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$

改

正後欄

に

対

応

L

て

掲

げ

るその

標

記

部

分に

重

傍

線

を

付

L

た 規

定

第二 条 都 市 公 遠 法 施 行 規 則 昭 和三十一 年 建 設 省 令第三十号) の 一 部 を 次 \mathcal{O} ように 改 正 す る。

以 下 ک \mathcal{O} 条に お 1 て 対 象 規 定」 とい う。 は、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定を改 正 後 欄 に 掲 げ る 対

象 規定と して 移 動 し、 改 正 後 欄 に 掲げ る 対 象 規 定 で 改 正 前 欄 にこ れ に 対 応 す る ŧ \mathcal{O} を 撂 げ て 7 な 1

ものは、これを加える。

第三条の三~第三条の七(略)	(都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準) (都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。 の 一 遊戯施設その他の公園施設のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に当該公園施設の利用者の安全の確保に支障他の異状が生じた場合に当該公園施設の利用者の安全の確保に支障でがりに関する技術的基準は、次のとおりとする。	改正後
第三条の二~第三条の六(略)	(新設)	改 正 前

(生産緑地法施行規則の一部改正)

第 傍 ŧ 改 定 正 線 \mathcal{O} 条 \mathcal{O} 次 を 傍 \mathcal{O} 後 を 付 線 掲 欄 表 生 げ を に 産 に L 付 撂 7 た ょ 緑 げ 規 り、 1 L 地 た な る 定 法 対 部 改 施 1 象 ŧ 以 分 正 行 規 下 \mathcal{O} \mathcal{O} 前 規 定 は ょ 欄 則 لح う \mathcal{O} に ک L 条 に 掲 昭 れ \mathcal{T} に 改 げ 和 を 移 る お \Diamond 兀 加 規 動 +1 え て 定 し、 改 九 る。 正 年 \mathcal{O} 対 改 前 傍 建 正 象 欄 線 設 後 規 及 を 省 欄 定 \mathcal{U} 付 令 に 改 L 第 کے 掲 正 た + げ 7 後 部 分をこ 号) う。 欄 る 対 12 象 対 \mathcal{O} 規 は 応 れ 定 12 部 L で 改 て 対 を 改 掲 応 次 正 げ す \mathcal{O} 正 前 よう る 前 欄 る そ 欄 改 に に にこ 掲 \mathcal{O} 正 げ 標 後 改 る 記 欄 正 れ に 対 部 す に 掲 る。 対 象 分 規 げ 応 に る す 定

る

を

重

規

れらを市町村長に提出しなければならない。 在地及び提案の理由を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、こ行おうとする者は、氏名及び住所並びに当該提案に係る生産緑地の所第八条 法第十条の四第一項の規定により特定生産緑地の指定の提案を(特定生産緑地の指定の提案)	二 特定生産緑地の区域及び面積 一 特定生産緑地の区域及び面積 一 特定生産緑地の指定をする旨 方法により行うものとする。 方法により行うものとする。 「大法により行うものとする」 「特定生産緑地の指定の公示)	一・二 (略)	(国土交通省令で定めるところにより算定した割合) (国土交通省令で定めるところにより算定した第三条 法第十条第二項の規定による申出があつた日に主たる従事者が六十五歳未満である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の八割 ニ 法第十条第二項の規定による申出があつた日に主たる従事者が六十五歳以上である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の七割	改 正 後
(新設)	(新設)	一・二 (略) て国土交通省令で定めるものは、次に掲げる故障とする。 第五条 法第十条の農林漁業に従事することを不可能にさせる故障とし(農林漁業に従事することを不可能にさせる故障)	(国土交通省令で定めるところにより算定した割合は 第三条 法第十条の規定による申出があつた日に主たる従事者が六十五歳 大に掲げる割合とする。 、次に掲げる割合とする。 、次に掲げる割合とする。 (国土交通省令で定めるところにより算定した割合は (国土交通省令で定めるところにより算定した割合は	改正前

- 一 当該生産緑地の区域を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
- 一 法第十条の四第一項の合意を得たことを証する書類

第九条(略)

別記様式第二

推光

「買取りの申出の理由」については、生産緑地の指定の告示の日から起算して30年を経過した旨又は当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者(当該生産緑地に係る農林漁業の主生産緑地法施行規則第3条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。)が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った旨を明らかにすること。

なお、生産緑地に係る農業の主たる従事者(当該生産緑地に係る農業の業務に、当該業務につき<u>同規則第3条</u>の規定により算定した割合以上従事している者を含む。以下同じ。)については、当該生産緑地(農地又は採草放牧地に限る。)の所在地を管轄する農業委員会によるその者が主たる従事者に該当することについての証明書を添付し、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障については、医師の診断書その他<u>同規則第5条</u>に掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類を添付すること。

2~6 (器

第七条 (略)

別記様式第二

并

「買取りの申出の理由」については、生産緑地の指定の告示の日から起算して30年を経過した旨又は当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者(当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき生産緑地法施行規則第2条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。)が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った旨を明らかにすること。

なお、生産緑地に係る農業の主たる従事者(当該生産緑地に係る農業の業務に、当該業務につき<u>同令第2条</u>の規定により算定した割合以上従事している者を含む。以下同じ。)については、当該生産緑地(農地又は採草放牧地に限る。)の所在地を管轄する農業委員会によるその者が主たる従事者に該当することについての証明書を添付し、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障については、医師の診断書その他<u>同令第4条</u>に掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類を添付すること。

2~6 (器)

都 市 計 画 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 正

第

次

 \mathcal{O}

表

12

ょ

り、

改

正

前

欄

及

改

正

後

欄

に

対

応

し

て

掲

げ

る

そ

 \mathcal{O}

標

記

部

分

12

重

傍

線

を

付

L

た

規

定

兀 条 都 市 計 画 法 施 行 規 則 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 昭 和 兀 + 兀 年 建 設 省 令 第 兀 + 九 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す

以 下 \mathcal{O} 条 12 お 1 て \neg 対 象 規 定 と 1 う。 は そ \mathcal{O} 標 記 部 分 が 同 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} は 当 該 対 象 規 定 を 改 正

後 欄 に 掲 げ る £ \mathcal{O} \mathcal{O} ょ う ĺ 改 \Diamond そ \mathcal{O} 標 記 部 分 が 異 な る ŧ \mathcal{O} は 改 正 前 欄 に 撂 げ る 対 象 規 定 を 改 正 後

欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 と L て 移 動 改 正 後 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 で 改 正 前 欄 に れ に 対 応 す る ŧ \mathcal{O} を

掲 げ て 1 な 1 ŧ \bigcirc は れ を 加 え る。

は横をした物件の飛散等を防止するための措置) (堆積をした物件の飛散等を防止するための措置) (堆積をした物件の飛散等を防止するために必要な措置は、次に 出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置は、次に 出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置は、次の 中	(建築行為等の許可の申請) (建築行為等の許可の申請) (建築行為等の許可の申請)	改正後
(新設)	(新設)	改正前

第三十八条の二の二 (略)

削除

物件の堆積

 物件の堆積を行う土地の区域

 に含まれる地域の名称

 物件の堆積を行う土地の面積

 物件の種類

 物件の飛散の防止の方法等

 その他必要な事項

推業

- 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及 び代表者の氏名を記載してください。
- 2 申請者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署 で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 「土地の形質の変更の内容等」欄には、当該土地の形質の変更の 具体的内容を記載してください。

 ω

- 「建築物等の用途」欄には、当該建築物又は工作物の用途及び当該建築物が自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別を記載してください。
- 「物件の種類」欄には、土石、廃棄物又は再生資源の別及び当該 物件の種類の具体的内容を記載してください。
- 「物件の飛散の防止の方法等」欄には、堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するための措置の具体的内容を記載してください。

(建築基準法施行規則の一部改正)

第

次

 \mathcal{O}

表

に

ょ

り、

改

正

前

欄

に

掲

げ

る

規定

 \mathcal{O}

傍

線

を

付

L

又

は 破

線で

井

 λ

だ

部

分をこれ

に

順

次対応する

五. 条 建 築 基 準 法 施 行 規 則 昭 和二十 五 年 建 設 省 令 第 兀 + 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ように 改 正 す る。

改 正 後 欄 に掲 げ る規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付付 L 又 は 破 線 で 囲 λ だ 部 分 \mathcal{O} よう E 改 \Diamond る。

二十二 法第四十八条の規定 付近見取図 敷地の位置 二十二 法第四十八条の規定 付近見取図 敷地の位置	(略) 図書の種類 明示すべき事項	(略) (略) (略) (略) (略) (略)	改 正 後
二十二 法第四十八条の規定 付近見取図 敷地の位置 二十二 法第四十八条の規定 付近見取図 敷地の位置	(略) 図書の種類 明示すべき事項	第一一の図二高立表適別にるの合一(一の図二高立表適別にるの合一(「立又面さ面の合項接配各を条確	改正前

2 \ 11 第十条の四 三第一項第三号若しくは第二項ただし書、法第六十七条の三第三項第 第五十九条の二第一項、 の四第一項ただし書、 十五条第三項各号、 第三項において準用する場合を含む。)、 だし書、第十項ただし書、 若しくは第四号、 三 5 五 しくは第五項第三号、 五十二条第十項、 第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第 十三項ただし書若しくは第十四項ただし書 し書、第六項ただし書、 (法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。) 、法第五 (許可申請書及び許可通知書の様式 略 第二項ただし書、 略 法第四十三条第一項ただし書、 略 第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項若 法第四十七条ただし書、 法第五十六条の二第一項ただし書、 定が適用 項から第 でのただ 十四項ま 築物 される建 八条第一 法第四十 法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号 第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただ 法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、 書の規 法第六十条の二第一項第三号、 第七項ただし書、 第十一項ただし書、 条第一 までのただ 法第四十八 要な図書 合すること ら第十四項 の内容に適 確認に必 書の許可 項か 第八項ただし書、 法第四十八条第一項ただし 法第五十一条ただし書(法 法第四十四条第一 (法第八十七条第二項又は 第十二項ただし書、 当該許可に係る建 途にする事項 築物の敷 建築設備又は用 法第六十条の 法第五十七条 地、 第九項た 構造 項第二号 第 法 2 \ 11 第 十条の四 だし書、 くは第二項ただし書、 十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項若しくは第五項第三号 は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十二条第十項、 する場合を含む。)、 くは第十三項ただし書 し書、 若しくは第四号、法第四十七条ただし書、 三 ~ 五. 法第五十六条の二第一項ただし書、 第三項において準用する場合を含む。)、法第五十五条第三項各号、 法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号(法第五十七条の五 法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、 (許可申請書及び許可通知書の様式) 略 法第六十条の二第一項第三号、 第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただ 第六項ただし書、第七項ただし書、 第十項ただし書、第十一項ただし書、 略 法第四十三条第一項ただし書、 略 築物 される建 定が適用 でのただ 十三項ま 項から第 法第四十 八条第 し書の規 法第六十七条の三第三項第二号、 法第五十一条ただし書(法第八十七条第二項又 (法第八十七条第二項又は第三項において準用 条第一 の確認に必 合すること の内容に適 し書の許可 までのただ ら第十三項 要な図書 法第四十八 法第六十条の三第一項第三号若し 法第五十七条の四第一項ただし書 項か 第八項ただし書、第九項た 法第四十八条第一項ただし 法第四十四条第一 第十二項ただし書若し 法第五十九条の二第 当該許可に係る建 途にする事項 築物の敷地、 建築設備又は用 第五項第二号 構造 項第二号 第

様式 のとする。 政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、 第四十四号様式)による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行 定」という。)による許可を申請しようとする者は、 五条第三項若しくは第五項の規定(以下この条において「許可関係規 法第六十八条の五の三第二項、 一号、第五項第二号若しくは第九項第二号、 第二項第二号若しくは第三項第二号、 (同条第三項又は第五項の規定による許可の申請にあつては別記 法第六十八条の七第五項又は法第八十 法第六十八条の三第四 特定行政庁に提出するも 法第六十八条第一項第二 別記第四十三号 項

2 · 3 (略)

は に関する部分の規定(次項において「工作物許可関係規定」という。 項ただし書若しくは第十四項ただし書若しくは法第五十一条ただし書 第二項ただし書、 法第八十七条第二項若しくは第三項中法第四十八条第一項ただし書、 三項ただし書若しくは第十四項ただし書、 による許可を申請しようとする者は、 第六項ただし書、 書、 法第八十八条第二項において準用する法第四十八条第一項ただし書 第二項ただし書、 !書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又 書面を添えて、 第六項ただし書、 第十項ただし書、 第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、 第三項ただし書、第四項ただし書、 特定行政庁に提出するものとする。 第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし 第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし 第七項ただし書、第八項ただし書、 第十一項ただし書、第十二項ただし書、 別記第四十七号様式による申 法第五十一条ただし書又は 第五項ただし書 第九項ただ 第十三 第十

第十一号様式(第三条、第三条の三関係)(A4)

(注意)

5

1 • 2 (器)

3 · 第二面関係

る許可を申請しようとする者は、 第五項の規定 若しくは第九項第二号、 図書又は書面を添えて、 は第五項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式)に 三第二項、 しくは第三項第二号、 よる申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める 法第六十八条の七第五項又は法第八十五条第三項若しくは (以下この条において「許可関係規定」という。) によ 法第六十八条の三第四項、 特定行政庁に提出するものとする。 法第六十八条第一項第二号、 別記第四十三号様式(同条第三項又 法第六十八条の五の 第二項第二号若

2 · 3 (略)

4

書、 ものとする。 作物許可関係規定」という。)による許可を申請しようとする者は、 第七項ただし書、第八項ただし書、 若しくは第三項中法第四十八条第一項ただし書、 は第十三項ただし書、法第五十一条ただし書又は法第八十七条第1 し書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書若しく 行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、 別記第四十七号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定 しくは法第五十一条ただし書に関する部分の規定(次項において「工 三項ただし書、第四項ただし書、 第十一項ただし書、第十二項ただし書若しくは第十三項ただし書若 法第八十八条第二項において準用する法第四十八条第一項ただし書 第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし 第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただ 第五項ただし書、 第九項ただし書、 特定行政庁に提出する 第二項ただし書 第六項ただし書、 第十項ただし書 二項 第

5 (略)

第十一号様式(第三条、第三条の三関係)(ジェ)

(A4)

(注意)

1 • 2 (器)

3. 第二面関係

⑧ 6欄の「イ」は、次の表の工作物の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、工作物の用途をできるだけ具体的に書いてください。

(BAE)	2~6 (聚)
	うもの
	油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造を行
	の及びアスファルト、コールタール、木タール、石
	計が2.5キロワットを超える原動機を使用するも
	レディーミクストコンクリートの製造等で出力の合
06410	1.鉱物、岩石その他の粉砕で原動機を使用するもの、
記号	工作物の用途の区分

⑨·⑩ (略)

(i) 建築基準法施行令第138条第3項第1号に掲げる工作物のうち、建築基準法<u>別表第2(ぬ)項第3号(13の2)</u>の用途に供する工作物については、原動機の出力の合計を6欄の「へ」に記入してください。

(12・(13) (略)

④ 建築基準法第88条第2項において準用する同法第86条の7第1項 (同法第48条第1項から<u>第13項</u>まで及び同法第51条に係る部分に限 る。)の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準 用する場合を含む。)の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなつた時期及び理由を11欄又は別紙に記載して添えてください。

15・16 (器)

第四十三号様式(第十条の四関係)(A4)

(注意)

 $1 \sim 3$ (器)

①~⑦ (器)

 \otimes

) 6欄の「イ」は、次の表の工作物の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、工作物の用途をできるだけ具体的に書いてくだけい。

2~6 (聚)	蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造を行う	及びアスファルト、コールタール、木タール、石油	が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの	レディミクストコンクリートの製造等で出力の合計	1.鉱物、岩石その他の粉砕で原動機を使用するもの、	工作物の用途の区分	
(聚)					06410	記号	

⑨・⑩ (器)

① 建築基準法施行令第138条第3項第1号に掲げる工作物のうち、建築基準法<u>別表第2(り)項第3号(13の2)</u>の用途に供する工作物については、原動機の出力の合計を6欄の「へ」に記入してください。

· (13) (器)

)建築基準法第88条第2項において準用する同法第86条の7第1項(同法第48条第1項から<u>第12項</u>まで及び同法第51条に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなつた時期及び理由を11欄又は別紙に記載して添えてください。

(5・16) (器)

第四十三号様式(第十条の四関係)(A4)

(注意

 $1 \sim 3$ (器)

- 4. 第三面関係
 ①~④ (略)
 ⑤ 5欄の「イ」は、建築基準法第48条第1項から<u>第13項</u>までの規定による許可を申請する場合において、最上階から順に記入し、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を
- 規定による許可を申請する場合において、最上階から順に記入し、 別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途を できるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を 記入してください。 ⑥~⑧ (略)

(第二面)

- 【1. 地名地番】~【10. 敷地面積】 (略)
- 【11. 建築面積】 (略) 【4. 建築面積】 (略) 【1. <u>建嵌率</u>】
- 【12. 延べ面積】~【15. 備考】 (略)

第四十七号様式(第十条の四関係)(A4)

(注音)

(注意)

- 1 · 2 (略)
- 3 第二面関係
- ①~⑤ (略)⑥ 4欄の「イ」は、次の表の工作物の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、工作物の用途をできるだけ具体的に書いてくだ

品明

工作物の用途の区分

4. 第三面関係

①~④ (略)

-) 5欄の「イ」は、建築基準法第48条第1項から<u>第12項</u>までの規定による許可を申請する場合において、最上階から順に記入し、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- 60~8 (器)

第四十四号様式 (第十条の四関係) (A4)

(第二面)

【1. 地名地番】~【10. 敷地面積】

(翠)

【11. 建築面積】 (略)

【4.建築面積】

(器)

[ロ. 建ぺい率]

【12. 延べ面積】~【15. 備考】 (略)

第四十七号様式 (第十条の四関係) (A4)

(注意)

- 1 · 2 (略)
 3 · 第二面関係
- ①~⑤ (器)
- ⑥ 4欄の「イ」は、次の表の工作物の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、工作物の用途をできるだけ具体的に書いてください。

工作物の用途の区分

記号

2~5 (路)	行うもの	石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造を	もの及びアスファルト、コールタール、木タール、	合計が2.5キロワットを超える原動機を使用する	、レディーミクストコンクリートの製造等で出力の	1.鉱物、岩石その他の粉砕で原動機を使用するもの
(路)						06410
2 ~	٧٧	音	9	<u> </u>	,	1.
2~5 (路)	かもの	油蒸留産物又はその残り	の及びアスファルト、ニ	計が2.5キロワットを	、レディミクストコンク	1. 鉱物、岩石その他の8
(器)		貨物又	アスフ	5 #	137	五
		はその	アルト	ロワッ	イス	その他
)残(, 11	, 7 %	レング	1の巻

7~8 (器)

については、原動機の出力の合計を4欄の「へ」に記入してくださ 同法別表第2 (ぬ) 項第3号 (13の2) の用途に供する工作物 建築基準法施行令第138条第3項第1号に掲げる工作物のうち

(器)

別紙

		_
建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号	
(略)		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む	08440	
店舗(前項に掲げるもの、車ら性的好奇心をそ		
そる写真その他の物品の販売を行う <u>もの並びに</u>		
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された		
農産物の販売を主たる目的とするものを除く。		
)		
飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域	08450	
及びその周辺の地域で生産された農産物を材料		
とする料理の提供を主たる目的とするものを除		
(略)		
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、	08456	
貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービ		

りかすを原料とする製造を行 コールタール、木タール、石 を超える原動機を使用するも <u>クリート</u>の製造等で出力の合 粉砕で原動機を使用するもの 06410(悪)

(7) (8) (器)

9

ر_۱ ° 、同法<u>別表第2(り)項第3号(13の2)</u>の用途に供する工作物 については、原動機の出力の合計を4欄の「へ」に記入してくださ 建築基準法施行令第138条第3項第1号に掲げる工作物のうち

(器)

平常

51) 秋	
建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
(略)	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む	08440
店舗(前項に掲げるもの <u>及び</u> 専ら性的好奇心を	
そそる写真その他の物品の販売を行う <u>もの</u> を除	
^°)	
飲食店(次項に掲げる <u>もの</u> を除く。)	08450
(昭各)	
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、	08456
貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービ	

		Τ.	 	~ \·	 		I		_	\ 1	1 .	1	1-1		. \			-	,	1.1	
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル	農業の生産資材の貯蔵に供するもの		農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するも	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場そ の他の処理施設		(昭)	囲碁教室その他これらに類する施設	以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、	にあつては、その出力の合計が0.75キロワット	方メートル以内のもの(原動機を使用する場合	ものを除く。)_で作業場の床面積の合計が50平	とする食品の製造又は加工を主たる目的とする	びその周辺の地域で生産された農産物を原材料	屋その他これらに類する <u>もの(田園住居地域及</u>	食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子	ット以下のものに限る。)、自家販売のために	場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワ	50平方メートル以内のもの(原動機を使用する	ービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が	車店、家庭電気器具店その他これらに類するサ	、米可田的近腊、下城道、闽州、海水州、田西
0			08630	08620																	
08650	08640		 30	20																	_
8650	8640		 	20					段	、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施	75キロワット以下のものに限る。)又は学習塾	使用する場合にあつては、その出力の合計が0.	の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を		食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子	ット以下のものに限る。)、自家販売のために	場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワ	50平方メートル以内のもの(原動機を使用する	一ビス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が	맺	

	_			<u> </u>
(略)		に限る。)	、その出力の合計が0.75キロワット以下のもの	以内のもの(原動機を使用する場合にあつては
(昭)				
	-			

附則

施行期日)

第 条 \mathcal{O} 省 令 は、 平 成三 + 年 匹 月 -- 日 か 5 施 行 す る。

都 市 緑 地 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 正 12 伴 う 経 過 措 置

第二 を下 条 1 法 画 0 て 施 等 条 規 口 定 行 緑 定 る \Diamond 規 化 に こととな る 則 率 \mathcal{O} ょ 建 第 条 省 る 築 例 令 九 改 物 条 \bigcirc \mathcal{O} 第 規 正 る \mathcal{O} 施 緑 ŧ 定 後 行 号 に 化 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 率 都 ょ 際 \mathcal{O} \mathcal{O} 緑 規 る 現 \bigcirc 市 最 定 規 12 緑 化 率 低 都 地 制 \mathcal{O} 改 法 \mathcal{O} 限 \mathcal{O} 市 施 算 度 正 対 緑 定 又 に 象 行 地 لح 規 は ょ 法 \mathcal{O} 基 り な 則 地 当 第 昭 礎 X 9 計 て لح 該 九 和 条 な 建 7 兀 画 等 第 築 る る + 物 建 緑 緑 八 号 化 化 築 年 \mathcal{O} 率 \mathcal{O} 施 緑 物 法 規 設 条 律 化 \mathcal{O} 例 率 第 定 \mathcal{O} う ち、 七十二号) 12 が に 面 積 ょ 緑 か 第 る 化 か \mathcal{O} 建 わ 算 地 条 出 築 域 5 第三 ず、 方 物 に \mathcal{O} 関 規 法 \mathcal{O} + に す な 定 緑 お 0 化 る に 五. 従 率 都 ょ 条 1 る 7 又 前 \mathcal{O} 市 最 計 都 は \mathcal{O} は 例 低 画 市 地 に 第 限 に 緑 区 度 計 ょ お 地

る。